

- 一、作業ニ關スル機關器具ヲ發明シ改良シ材料、原料若ハ消耗品ノ節約ノ方法ヲ案出シ其ノ他業務上有益ナルコトヲ申出タル者
  - 二、危険若ハ災害ヲ未然ニ防ギ又ハ速ニ防止シタル者
  - 三、品行方正技術優秀ニシテ他ノ模範タルベキ者
  - 四、忠實勉勵衆ニ超エタル者
  - 五、非常事變ニ際シ人命ヲ救助シ其ノ他援群ノ働キヲナシタル者
  - 六、其ノ他以上各號ニ準スベキモノ
- 第四十八條 精勤實ハ出勤日數ヲ標準トナシ勤務成績ヲ參酌シ之ヲ授與ス
- 第四十九條 左ノ場合ハ勤怠考查上休業ト見做シ缺勤トナサズ
- 一、家族ノ死亡シタルトキ 二日間
  - 二、徴兵検査及簡閲點呼ヲ受クルトキ 當日間
  - 三、其ノ他事情ニ依リ詮衡ノ上日數ヲ決定スルコトアルベシ
- 第五十條 遅刻又ハ早退ハ參回ヲ以テ缺勤壹日トシ無届缺勤ノ日數ハ之ヲ參倍トシテ計算ス

## 第十章 制 裁

第五十一條 制裁ハ譴責、減給、出勤停止、即時解雇ノ四種トシ反則者アルトキハ工場長及各課長合議ノ上之ヲ決ス

- 一、譴責ハ始末書ヲ徴シ將來ヲ戒ム
- 二、減給ハ一回ノ反則ニ對シ一日ニ付賃金ノ二分ノ一總額ニ於テ賃金參日分但シ其ノ情狀重キモノハ賃金五日分以内ヲ減給スルコトアリ
- 三、出勤停止ハ一回ニ付七日以内トシ賃金ヲ支給セズ
- 四、即時解雇ハ豫告期間ヲ與ヘズ又解雇手當ヲ支給セズ
- 五、制裁處分ヲナシタルトキハ總テ之ヲ揭示ス

第五十二條 左ノ各號一ニ該當スルモノハ其ノ所爲ノ輕重ト周圍ノ事情ヲ考慮シ減給若ハ出勤停止ノ處分ヲナス

- 一、過失ニ依リ物品ヲ毀損亡失シ又ハ粗暴ノ取扱ヲナシタル者
- 二、怠慢ニ依リ物品ヲ毀損亡失シ又ハ製作ヲ誤リタル者
- 三、便所以外ニ猥リニ用便ヲナシタル者
- 四、火氣ノ取扱ヲ粗漏ニシ又ハ猥リニ一定ノ場所以外ニ於テ焚火又ハ喫煙ヲナシタル者